

様式 1 公表されるべき事項(特殊法人及び認可法人用)

銀行等保有株式取得機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当機構は役員に対し報酬の支払は行っていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長
 理事
 理事(非常勤)
 監事
 監事(非常勤)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 —	千円 —	千円 —	千円 — ()	7月1日1人	6月30日1人
理事 (一人)	千円 —	千円 —	千円 —	千円 — ()	—	—
理事 (非常勤 (4人)	千円 —	千円 —	千円 —	千円 — ()	7月1日4人	6月30日4人
監事 (一人)	千円 —	千円 —	千円 —	千円 — ()	—	—
監事 (非常勤 (1人)	千円 600	千円 —	千円 —	千円 600 (諸謝金)	7月1日1人	6月30日1人

注:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					当機構は役員に対し退職手当の支給は行っていない。
理事 (非常勤)					
監事 (非常勤)					

注:「摘要」欄には、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 職員は全員、会員銀行等から出向契約に基づき出向。
当該出向契約に基づき当機構は定額を出身銀行へ支払い。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 特になし 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 特になし 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	該当する制度なし

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

〔 特になし 〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 7	歳 41.8	千円 4,286	千円 4,286	千円 0	千円 0
事務・技術	人 7	歳 41.8	千円 4,286	千円 4,286	千円 0	千円 0

注:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員は該当しないため省略する。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年 度)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 30,000	千円 30,000	千円 0	(%) 0
退職手当支給額 (B)	千円 0	千円 0	千円 0	(%) 0
非常勤役職員等給与 (C)	千円 600	千円 600	千円 0	(%) 0
福利厚生費 (D)	千円 313	千円 379	千円 ▲66	(%) (▲17.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 30,913	千円 30,979	千円 ▲66	(%) (▲0.2)

総人件費について参考となる事項

福利厚生費は労災保険料負担額のみ。

減少は当該保険料率の低下及び人員構成の変化によるもの。

平成22年度までに人件費を5%削減する。

(基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は30,000千円)

(平成18年度の給与、報酬等支給総額は30,000千円)

(当年度までの人件費削減率 0%)

IV 法人が必要と認める事項